

伊勢崎市再犯防止推進計画



令和4年3月

伊勢崎市

はじめに

全国の刑法犯の検挙件数及び人員は、減少傾向にあります。また、刑法犯の検挙人員中に占める再犯者数の割合（再犯者率）は年々増加しており、本市においても増加傾向にあります。このような状況から、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要な課題であるといえます。

本市ではこの課題に取り組むために、国が平成28年12月に施行した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「伊勢崎市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

罪を犯した人の中には、高齢、障害、生活困窮など、様々な困難や課題を抱えている人もおり、行政として手を差し延べなければなりません。また、こうした多様な人々に様々な角度から支援することが、再犯の防止に繋がると考えております。

本市は現在、多様な人々と共生をしていこうという中で、「SDGsに基づいた共生」を進めております。誰一人取り残さない社会の実現のためには、今回策定いたしました再犯防止推進計画が大きな意味を持つのだと考えております。このSDGsの考え方に基づいた共生社会、そして持続可能な輝ける未来を持った地方都市を作っていくために、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました伊勢崎市再犯防止推進計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

伊勢崎市長

臂 泰雄



目次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の目的	2
(3)	計画の位置付け	3
(4)	計画の期間	3
2	伊勢崎市の現状	4
(1)	刑法犯の検挙人員	4
(2)	再犯者率	5
(3)	罪種別検挙人員	6
3	取り組み方針	7
4	重点的な取組	8
(1)	国・県・民間団体等との連携強化	8
(2)	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	10
(3)	就労・住居の確保	12
(4)	保健医療・福祉サービスの利用の促進	14
(5)	学校等における修学支援	15

資料編

再犯防止に関する用語の解説	18
再犯の防止等の推進に関する法律 概要	20
群馬県再犯防止推進計画概要版	22
伊勢崎市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱	26
伊勢崎市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿	28

1

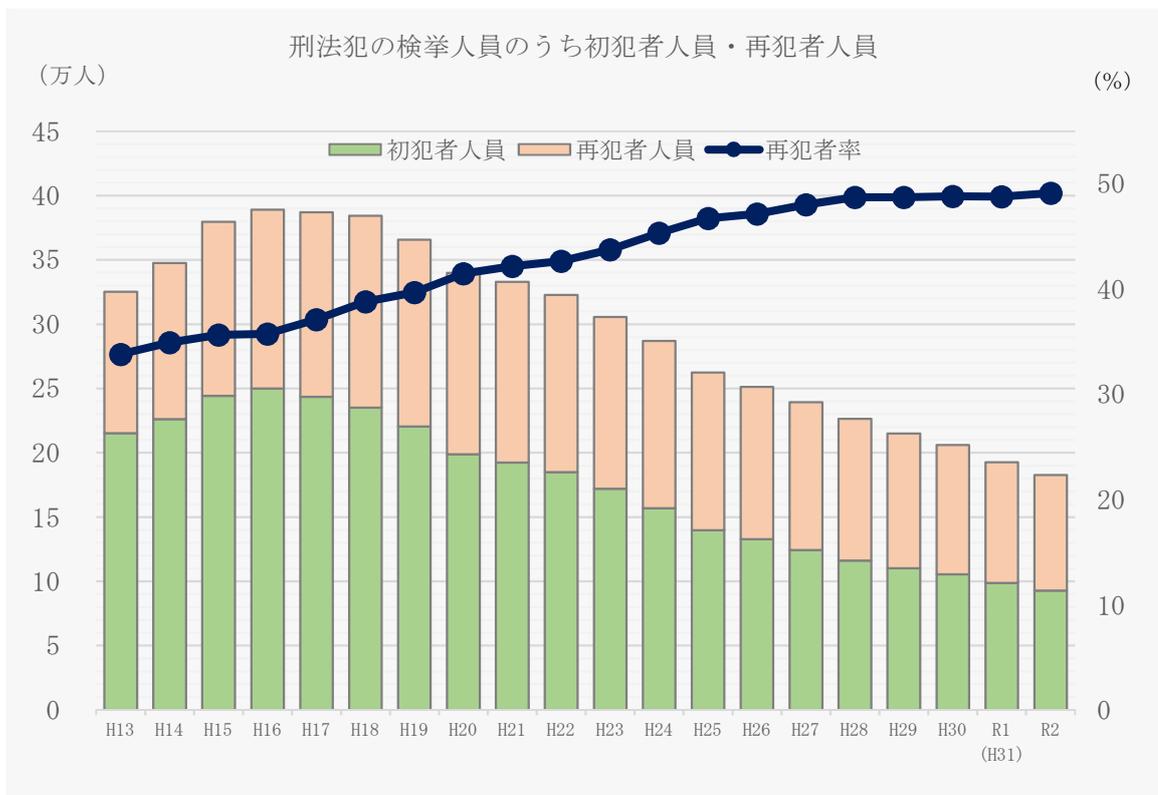
計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙件数及び人員は、令和2(2020)年まで16年連続減少しています。しかし、刑法犯の検挙人員中に占める再犯者数の割合(再犯者率)については、年々増加しております。このことから、犯罪を減らすためには、再犯を防止することが重要であると認識されました。

平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」)が施行され、地域の状況に応じた施策を講じることが地方公共団体の責務と明記されました。平成29(2017)年12月に国の「再犯防止推進計画」が策定され、平成31(2019)年3月には県が「群馬県再犯防止推進計画」を策定しました。

本市では、再犯防止推進の観点から各分野において現在取り組んでいる施策を活用し「伊勢崎市再犯防止推進計画」を策定します。



資料：警視庁統計より

(2) 計画の目的

再犯者率が増加している背景として、犯罪や非行をした人たちが必要な福祉サービス等を受けることができず、社会復帰に繋がらないことが要因の一つとして考えられます。再犯の防止においては、一人ひとりが必要なサービスに繋がりが易い、環境やシステムを構築していくことが、地方自治体の今後の大きな課題でもあります。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りや犯罪予防活動など更生保護の最前線に立つ保護司の安定的確保についても社会的な課題の一つです。

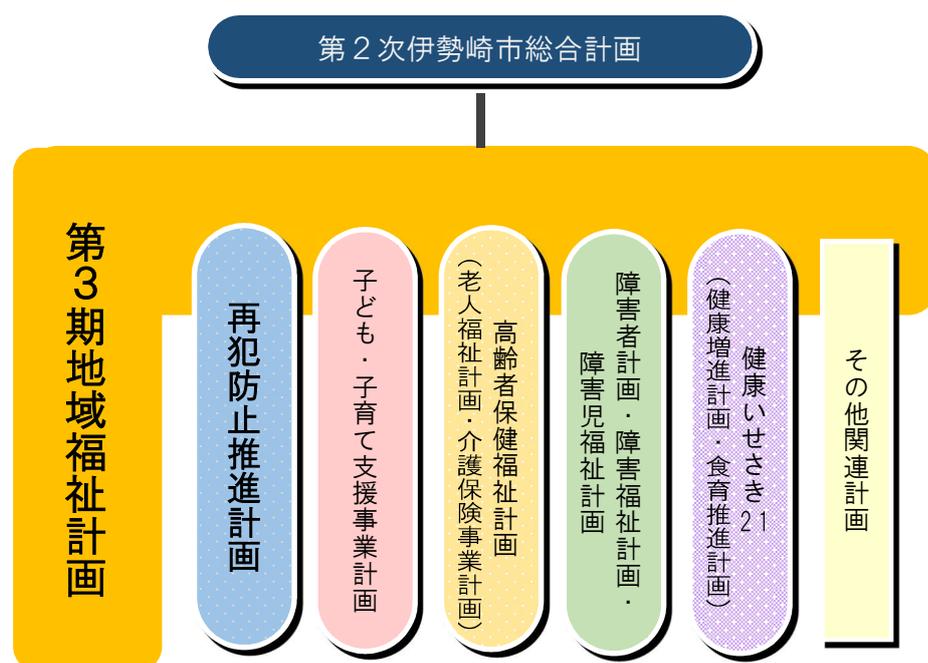
再犯防止の推進には、支える側である地域住民の理解及び協力が不可欠であり、犯罪や非行をした人たちが更生するために、地域に住むこと、働くこと、学ぶこと等様々な活動を通して、地域住民の理解及び協力が得られる環境を築いていくことが大切です。

本市は「支え合い・助け合いで育む いせさきの絆づくり」を基本理念とし、様々な福祉をはじめとする行政サービスを提供しています。この理念をもとに、本計画では、犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、必要とする福祉サービスを受けることができ、円滑に社会復帰ができるよう支援することにより、再犯の防止に繋げ、ひいては市民も犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すことを目的とします。



(3) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。また「第3期伊勢崎市地域福祉計画」を上位計画とし、他の関連計画との連携を図ります。



※関連計画との関係

(4) 計画の期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

但し、計画期間内でも社会情勢の変化、国・県の計画の見直し、本計画に対する本市の取組状況等により、必要に応じて計画期間等の変更を行うものとします。

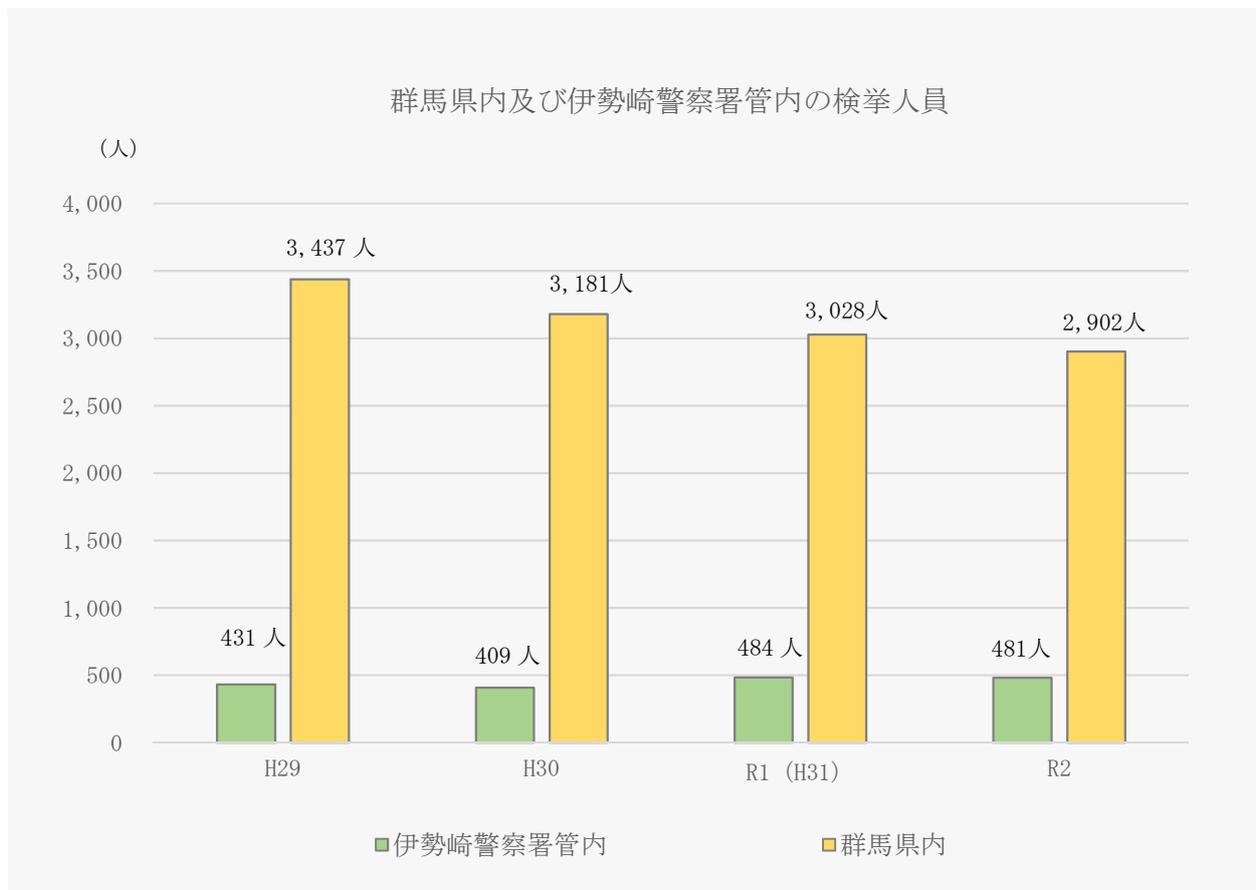
2

伊勢崎市の現状

(1) 刑法犯の検挙人員

過去3年間における群馬県内の刑法犯の検挙人員（少年を除く）は、平成29（2017）年に3,437人、平成30（2018）年に3,181人、令和元（2019）年に3,028人、令和2（2020）年に2,902人であり、減少していることがうかがえます。

一方、伊勢崎警察署管内（玉村町含む）の刑法犯の検挙人員は、平成29（2017）年に431人、平成30（2018）年に409人、令和元（2019）年に484人、令和2（2020）年に481人であり、横ばい傾向であるといえます。

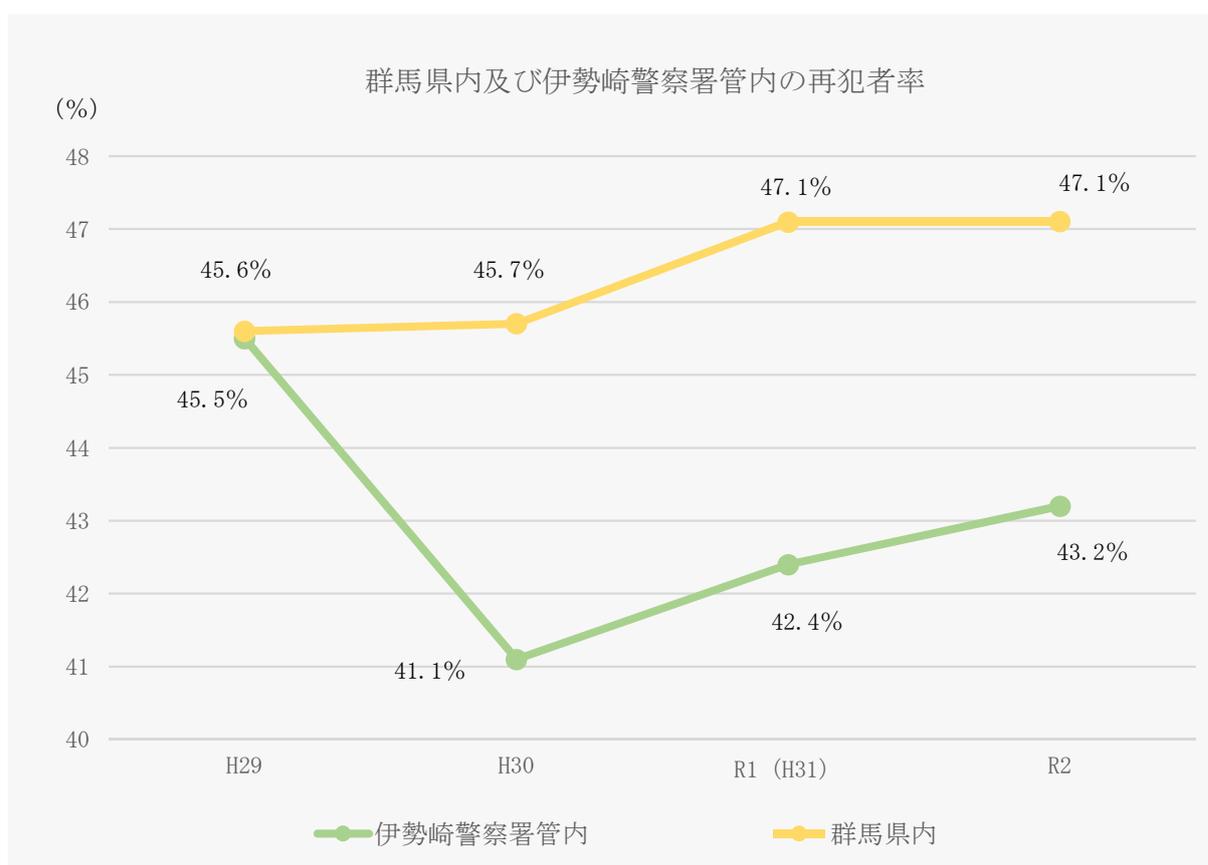


資料：法務省東京矯正管区より

(2) 再犯者率

過去3年間における群馬県内の刑法犯の検挙人員中に占める再犯者数の割合（再犯者率）及び再犯者数は、平成29（2017）年に45.6%、1,568人、平成30（2018）年に45.7%、1,453人、令和元（2019）年に47.1%、1,427人、令和2（2020）年に47.1%、1,368人であり、横ばい傾向であることがうかがえます。

また、伊勢崎警察署管内（玉村町含む）の刑法犯の検挙人員中に占める再犯者数の割合（再犯者率）及び再犯者数は、平成29（2017）年に45.5%、196人、平成30（2018）年に41.1%、168人、令和元（2019）年に42.4%、205人、令和2（2020）年に43.2%、208人であり、本市の再犯者率は群馬県平均より低い水準ではありますが、4割を超え増加傾向にあります。



資料：法務省東京矯正管区より

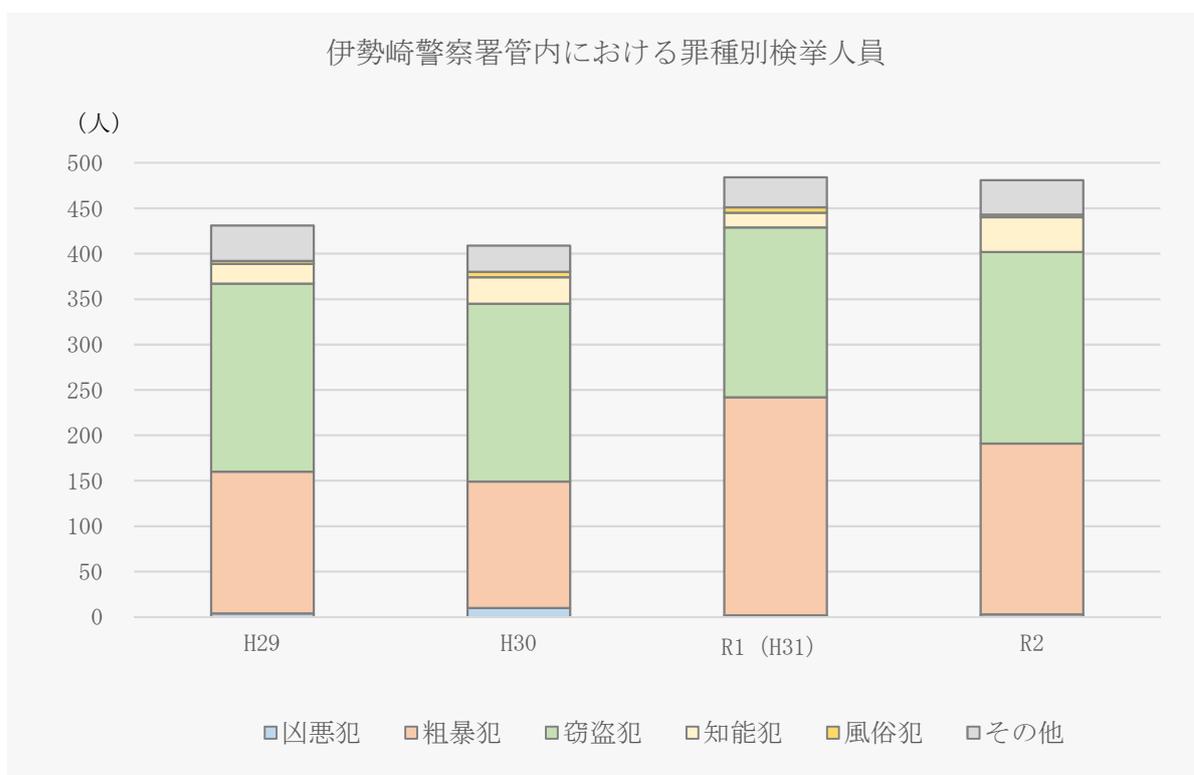
(3) 罪種別検挙人員

過去3年間の伊勢崎警察署管内（玉村町含む）における罪種別検挙人員については、粗暴犯（暴行、傷害等）及び窃盗犯が刑法犯の8割以上を占めており、それらに比べて凶悪犯（殺人、強盗等）、知能犯（詐欺、横領等）、風俗犯（賭博、わいせつ等）は比較的少ない傾向にあります。

伊勢崎警察署管内における罪種別検挙人員

罪種	H29	H30	H31・R1	R2
凶悪犯	4	10	2	3
粗暴犯	156	139	240	188
窃盗犯	207	196	187	211
知能犯	22	29	16	38
風俗犯	3	6	6	3
その他	39	29	33	38
計	431	409	484	481

伊勢崎警察署管内における罪種別検挙人員



資料：法務省東京矯正管区より

3

取り組み方針

本計画では、国及び県の再犯防止推進計画との整合性を図りつつ、再犯の防止等の推進に関する施策の目的を明確にするため、以下の5つを重点的な取組として定め、地域や関係機関と連携することで取組を推進します。

伊勢崎市の重点的な取組

(1) 国・県・民間団体等との連携強化

(2) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(3) 就労・住居の確保

(4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(5) 学校等における修学支援



4

重点的な取組

(1) 国・県・民間団体等との連携強化

- ◇犯罪により危険が及ばない、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ◇各分野におけるネットワークを充実させ、情報共有ができる環境を整えます。
- ◇市民一人ひとりの防犯に対する意識を高め、犯罪の未然防止を図ります。

主 な 取 組

- 警察・防犯協会・小学校等関係機関が連携し、青色防犯パトロール車による防犯活動を実施し、犯罪の発生防止に努めます。 【安心安全課】
- 通学路や地域の主要道路において防犯上危険と認められる場所や犯罪の発生場所などに防犯灯及び防犯カメラを計画的に設置するとともに、維持管理を行います。 【安心安全課】
- 警察・県・市内青少年育成団体と連携し、青少年を取り巻く環境の浄化に向け、深夜営業施設立入調査、社会環境実態調査、街頭補導等を実施し、青少年の健全育成及び非行防止に努めます。 【市民活動課】
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、保健・福祉・医療・介護等の様々な相談を受け、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携し、各種制度の利用支援を包括的にします。 【地域包括支援センター】
- 群馬県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課と連携して、小学校の児童を対象に体験型万引き防止教室を実施し、問題行動等の未然防止を図ります。 【学校教育課】

- 老人クラブ会員やボランティアが行う、小学生の登下校時の見守り活動を支援します。【安心安全課・伊勢崎市社会福祉協議会】
- 心配ごと相談として、市民の日常生活上の困りごとや悩みごとに関する相談に応じて、助言や指導を行っています。【伊勢崎市社会福祉協議会】
- 生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者世帯の方々に、生活福祉資金の貸付と合わせて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、生活の安定を図っています。【伊勢崎市社会福祉協議会】
- 市内に居住する低所得世帯で生活困難に陥った世帯に対し、一時的に必要な生活資金を貸し、償還に対する援助指導を行い、世帯の安定を図り生活の向上に向けた支援を行っています。【伊勢崎市社会福祉協議会】
- 国民健康保険法に基づく高額療養費が適用され、入院等で高額となった医療費の支払いが困難な世帯に対し資金を貸すことにより、医療機関への支払いが可能となり、療養費を心配することなく治療を行うことができる高額療養費つなぎ資金貸付事業を行っています。【伊勢崎市社会福祉協議会】
- 地域で誰もが自分らしく、安心・安全で生活しやすく暮らせる地域づくりを目指し、様々な困りごとや悩みごとの相談を、訪問や電話などで幅広く傾聴することで、問題があれば行政機関、施設・団体などにつなげるパイプ役を担っています。【民生委員児童委員協議会】
- 保護司が更生保護女性会や地域関係者・機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。また、保護観察対象者や矯正施設出所者の相談も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援しています。【伊勢崎保護区保護司会】
- 薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築するために、市内の商業施設等で街頭啓発活動に取り組んでいます。【伊勢崎保護区保護司会、伊勢崎地区更生保護女性会】

今後実施・検討している取組	
●地域防犯活動団体の中核を担う防犯協会や警察等との連携を密にし、引き続き防犯活動を実施します。	【安心安全課】
●夜間の犯罪防止及び通学路等の安全確保を図るため、引き続き防犯灯・防犯カメラの整備・維持管理等を行い、地域における防犯対策に必要な施策を推進します。	【安心安全課】

(2) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- ◇広報及び啓発活動を活用し、再犯防止を推進します。
- ◇民間協力者の活動をサポートし、地域における防犯活動を促進します。

主 な 取 組	
●「いせさき情報メール」を配信し、犯罪の発生状況の提供や犯罪対策等の呼びかけを行います。	【安心安全課】
●自主防犯パトロールにボランティア活動で参加する個人・団体に対する腕章貸与やボランティア活動保険加入等の支援を行います。	【安心安全課】
●青少年に非行防止等の理解を深め規範意識を育てるため、非行防止等の啓発に係る、絵画・ポスター、標語を隔年で募集し、入賞・入選を選出し、青少年健全育成大会で表彰し、作品を掲示します。	【市民活動課】
●関係機関やPTA、地域住民等と連携し、SNS利用による不良行為及び初発型非行の防止等についての理解を深め、規範意識の育成に取り組みます。	【学校教育課】
●保護司会や更生保護女性会の事業に対して補助金を交付し、活動を支援しています。	【社会福祉課】

- 保護司会をはじめとした更生保護団体の活動しやすい環境づくりのため、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を支援しています。

【社会福祉課】

- 民間ボランティアとして更生保護活動を行っている保護司を表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。

【社会福祉課】

- 関係機関・団体で“社会を明るくする運動” 伊勢崎佐波推進委員会を組織し、犯罪や非行、再犯の防止について、広報・啓発活動を行っています。

【社会福祉課・伊勢崎市社会福祉協議会】

- 保護司の安定的確保のため、保護司の活動の広報に努めるとともに、必要な支援を行います。

【社会福祉課・前橋保護観察所】

- 地域の再犯防止活動の担い手である保護司の安定的確保に努めます。

【伊勢崎保護区保護司会】

今後実施・検討している取組

- 効果的なパトロールを実施するため、パトロール協力団体への迅速な情報提供を実施します。

【安心安全課】

- 安心安全なまちづくりのため、防犯地域パトロール協力員の増員に努めるとともに、活動に対する支援を継続します。

【安心安全課】

(3) 就労・住居の確保

◇一人ひとりの状況に応じた、就労支援を行います。

◇居住環境の整備を推進し、安心して暮らせるための環境を整えます。

主 な 取 組

- ハローワークへの同行訪問、就労先の情報提供や面接の助言など、生活困窮者、生活保護受給者の就労へ向けた支援を行います。 【社会福祉課】
- 生活困窮に関する相談者に対して相談支援を行い、その人の状況に応じて自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携して支援を行います。 【社会福祉課】
- 一般就労が困難な人に対し、日常の生活習慣を整えたり、コミュニケーション能力を高めるなどの社会的な自立のための支援を行います。 【社会福祉課】
- 離職、自営業の廃止、または自己都合でない収入の減少などにより、住居を失う恐れのある人（または失った人）に対し、一定の条件のもと、一定期間、家賃相当額を限度額の範囲内で支給します。 【社会福祉課】
- 高齢者に対しては、60歳以上で働く意欲のある健康な人に対し、シルバー人材センターとの連携により、臨時的かつ短期的または軽易な就業の機会を提供します。 【高齢政策課】
- 環境上及び経済的な理由等で、在宅での日常生活が困難な高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所を支援します。 【高齢政策課】
- 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるよう群馬県居住支援協議会と連携し、群馬あんしん賃貸ネットを紹介するなど民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、居住の安定を図ります。 【住宅課】

- 協力雇用主の登録を行った事業所に対して、刑務所出所者等就労奨励金や身元保証システムなどを支援します。 【前橋保護観察所】
- 保護観察所から委託を受けている更生保護施設や同観察所に登録のある県内の自立準備ホームが、親族・知人等の支援が得られない者について、一定期間住居と食事の提供を行います。 【前橋保護観察所】
- 県が発注する建設工事競争入札参加資格審査において、自立更生支援活動を行った建設業者に対して加点を行います。 【群馬県】
- 刑務所出所者等就労支援事業として、犯罪や非行をした人たちの就労支援を前橋保護観察所と連携して実施します。 【伊勢崎公共職業安定所】
- 犯罪・犯歴のため仕事につくことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する取り組みをします。 【伊勢崎佐波更生保護事業主会】
- 保護観察所と連携し協力雇用主の開拓、刑務所出所者等を雇用する企業への助成、雇用継続のための相談支援や研修、刑務所出所者等の求職活動や就労自立支援等を行います。 【NPO法人 群馬県就労支援事業者機構】

今後実施・検討している取組

- ホームレス等の情報について引き続き調査するとともに、状況を把握して生活保護を含めた各種制度の利用を積極的に促します。また、住居を確保するなどの生活を立て直すための支援を行います。 【社会福祉課】
- 就労・住居の確保だけでなく、福祉に関するニーズがある人の相談に応じ、問題解決に至る支援を行うことや、問題解決のために他部門との関係を強化していく取り組みを検討します。 【社会福祉課】
- 個人の能力や個性に応じた就労支援を行うことで早期に就労開始を目指し、自立に向けた支援を強化していきます。 【社会福祉課】

(4) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

◇市民一人ひとりの状況に応じた保健医療・福祉サービスを提供するために関係機関との連携を強化し、相談体制を整えます。

主 な 取 組

- 妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない相談を受け、関係機関と連携して支援を行います。【健康管理センター】
- 心の悩みや不安、対人関係や家族の悩みなど、専門医による「こころの健康相談」を実施しております。【健康管理センター】
- 家庭相談員等が、子どもと家庭に関する様々な悩み相談に応じ、助言や支援を行います。【子育て支援課】
- 虐待を受けている児童を早期に発見し、適切な支援を行うために、保健・福祉・医療・教育など関係機関による協議会を組織し、情報交換や支援内容に関する協議を行います。【子育て支援課】
- 障害者、障害児の保護者、障害児(者)の介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者基幹相談支援センターが支援します。また、障害児(者)のひきこもりに関する相談や発達障害に関する相談へも対応します。【障害福祉課】
- 判断能力が不十分な方が地域で安心して日常生活が過ごせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う、日常生活自立支援事業を行っています。【伊勢崎市社会福祉協議会】
- 各地区民生委員・児童委員が住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握し、住民一人ひとりが、自分に合った福祉サービスが受けられるよう、行政機関・施設・団体などにつなぎ、適切な福祉サービスの提供が図れるように支援しています。【民生委員児童委員協議会】

- 「薬物再乱用防止プログラム」に基づく指導や刑務所在所者の家族等を対象とした「引受人会」の実施、群馬県こころの健康センターや県内の薬物回復訓練施設との連携を通じた相談支援体制の構築など、各種支援を実施します。

【前橋保護観察所】

今後実施・検討している取組

- 親亡き後等の問題を抱えながらも何の支援にも繋がっていない障害者やその家族に対し、地域生活支援拠点等を通して地域での継続した生活を支援し、必要に応じて障害福祉サービスの利用に繋げていきます。

【障害福祉課】

(5) 学校等における修学支援

- ◇安心して修学できるような環境を整備します。
- ◇児童・生徒の暴力行為、いじめ、不登校等、生徒指導上の諸問題を未然に防止するための支援を行います。

主 な 取 組

- 教育研究所内に「教育相談窓口」を開設し、生徒指導上の諸問題に関わる悩みを持つ青少年とその家族のために必要な支援に繋がっています。

【学校教育課】

- 小学校・中学校・中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。

【学校教育課】

- 小学校・中学校・中等教育学校に相談員を配置し、生徒指導上の諸問題に関わる児童・生徒への相談並びに学習支援及び生活支援に取り組んでいます。

【学校教育課】

- 群馬県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課少年サポートセンターや伊勢崎市薬剤師会等と連携して、市内の小学校、中学校及び高等学校等の児童生徒を対象に、シンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を毎年実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

【学校教育課】

- 生活困窮世帯または生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生の児童・生徒に対して、家庭訪問による学習支援を行い、学習意欲及び学力向上を図ります。また、併せて生活指導を行うことにより不登校などの問題のある子どもへの支援を行います。

【社会福祉課】

今後実施・検討している取組

- 新規に生活保護を受給する世帯で学習支援の対象となる児童・生徒がいた場合、積極的に学習支援の利用を呼び掛けて必要な支援を行い、貧困の連鎖の防止につなげます。

【社会福祉課】

- 訪問型の支援だけでなく、通学型の支援が可能か検討をするほか、NPO法人、ボランティア団体等の行う支援について広報、周知していくこと検討します。

【社会福祉課】



資料編

再犯防止に関する用語の解説

か行	
矯正管区	矯正施設の適切な運営の管理を図ることを目的として設置された法務省矯正局の事務を分掌する機関（地方市分局）。札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の全国8か所に設置されている。
矯正施設	刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。
協力雇用主	犯罪や非行をした人の雇用に協力する事業主。
居住支援協議会	低額所得者、被害者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織。
刑法犯	刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係るものは除く）のほか、爆発物取締罰則、決闘罪ニ関スル、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯等ノ防止及処分ニ関する法律、航空機の強取等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律及び人質による強要行為等の処罰に関する法律に規定する罪を犯した者。
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなったものを収容する刑事施設。
検挙	検察官、警察職員等の捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とすること。
更生保護活動	犯罪をした人等を社会の中で適切に処遇することにより、その犯罪等を防ぎ、改善更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。
更生保護サポートセンター	保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。 本市では職業支援センターいせさき内に設置しています。
更生保護女性会	女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体。
拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者（被疑者や被告人など）を収容する施設。
さ行	
再犯者	過去に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。

再犯者率	検挙等された者の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるかを見る指標。
再犯率	犯罪により検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
障害者基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害・障害児）及び成年後見制度利用支援事業を実施している。 本市では障害者センター内に設置しています。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。
少年鑑別所	主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容のほか、審判等のため専門的な知識により鑑別を行う施設。
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした、生活保護法による制度。
た行	
地域生活支援拠点等	障害がある人の高齢化、障害の重度化、「親なき後」を見据え、障害がある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていく仕組みのこと。
は行	
婦人補導院	売春防止法第5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、社会生活に適応させるために必要な生活指導等や、更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている施設。
保護司	犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動に従事。
ま行	
民生委員・児童委員	地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行うことにより、社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

群馬県再犯防止推進計画

～円滑な社会復帰を支援するために～

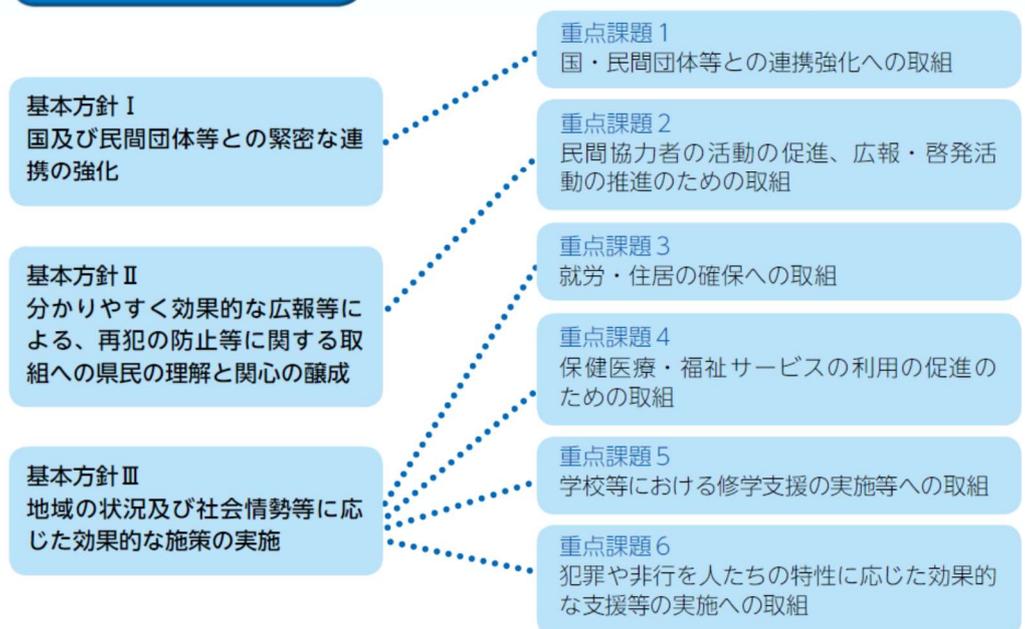
計画策定の趣旨

(国)再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう計画を策定します。

計画の目標

犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本方針及び重点課題



計画期間

2019年度～2023年度(5年間)

計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、本県において、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援が必要な人とします。

再犯防止等に関わる現状等

本県の刑法犯の認知件数は、2004年をピークに、2005年以降13年連続で減少し、2017年は13,105件(前年比-901件)と、戦後最少となりました。また、検挙率は52.6%(前年比+2.6ポイント)と、2007年以降最高値を記録しました。

一方で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は、近年5割近い高い水準で推移しています。



犯罪や非行をした人たちの置かれた状況

犯罪や非行をした人たちの中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等のために、仕事や住まいが確保できない等、地域社会において生活することが困難な状況にある人も多く、それ故に再び罪を犯してしまうという悪循環を繰り返している人が少なくありません。

重点課題に対する取組項目

【重点課題1 国・民間団体等との連携強化への取組】

1 国・民間団体等との連携の強化

- ① 地域のネットワークの構築
- ② 市町村再犯防止推進計画の策定の促進
- ③ 市町村、関係機関・団体との連携の強化

達成目標(指標)

再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数
基準値 0市(2018年度)→12市(2023年度)

【重点課題2 民間協力者の活動の促進、 広報・啓発活動の推進のための取組】

1 民間協力者の活動の促進

- ① 民間ボランティアの確保
- ② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

2 広報・啓発活動の推進

- ① 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進

【重点課題3 就労・住居の確保への取組】

1 就労の確保

- ① 就職に向けた相談・支援等の充実
- ② 新たな協力雇用主の開拓・確保
- ③ 犯罪や非行をした人たちが雇用する企業等の社会的評価の向上等
- ④ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実
- ⑤ 福祉的な支援が必要な人に対する就労支援

2 住居の確保

- ① 地域社会における定住先の確保

【重点課題4 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組】

1 高齢者又は障害のある人への支援

- ① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実
- ② 福祉サービス等の利用に関する関係機関との連携の強化

2 薬物依存を有する人への支援

- ① 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実
- ② 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

【重点課題5 学校等における修学支援の実施等への取組】

1 学校等における修学支援の実施等

- ① 児童生徒の非行の未然防止
- ② 非行による学校教育の中断の防止等
- ③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

【重点課題6 犯罪や非行をした人たちの 特性に応じた効果的な支援等の実施への取組】

1 特性に応じた効果的な支援等の実施

- ① 特性に応じた支援等の実施

お問い合わせ

群馬県 生活文化スポーツ部 人権男女・多文化共生課

前橋市大手町1-1-1

TEL.027-897-2687

<http://www.pref.gunma.jp>

※ 組織改正により現在の所管は生活こども部生活こども課となります

伊勢崎市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づく伊勢崎市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊勢崎市再犯防止推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) その他計画案の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 社会福祉関係団体の代表者 2人以内
- (3) 教育関係団体の代表者 1人以内
- (4) 更生保護関係団体の代表者 3人以内
- (5) 関係行政機関の代表者 6人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了する日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 策定委員会において必要があると認める場合は、委員長は、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する時間的余裕がない、又は天災その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと委員長が認めたときは、会議を省略し、書面による協議に付することができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉こども部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月9日から施行する。

伊勢崎市再犯防止推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	団体名	役 職	氏 名
1	学識経験者	東京福祉大学	准教授	荻野 基行
2	社会福祉関係団体	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会	会 長	小林 法男
3		伊勢崎市社会福祉協議会	会 長	久保田 勝夫
4	教育関係団体	伊勢崎市中学校校長会	校 長	松本 明良
5	更生保護関係団体	伊勢崎保護区保護司会	会 長	齋藤 道明
6		伊勢崎地区更生保護女性会	会 長	山下 美津子
7		伊勢崎佐波更生保護事業主会	会 長	久保 武夫
8	関係行政機関	前橋地方検察庁	検 事	土屋 大気
9		前橋保護観察所	所 長	三宅 仁士
10		伊勢崎公共職業安定所	総括職業 指導官	今泉 章
11		群馬県生活こども部生活こども課	人権政策 専門官	山本 勉
12		伊勢崎保健福祉事務所	次 長	加藤 博子
13		伊勢崎警察署	生活安全 課長	田村 弘幸

伊勢崎市再犯防止推進計画

発行日 令和4年3月

発行 伊勢崎市

〒372-8501

伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話 0270-24-5111 (代表)

URL <http://www.city.isesaki.lg.jp/>

編集 福祉こども部社会福祉課

